

海上自衛隊における赤十字標章及び衛生要員等の身分証明書の取扱いに関する達

昭和42年 1月21日

海上自衛隊達第3号

改正

昭和42年1月21日海上自衛隊達第3号 公布

昭和42年7月28日海上自衛隊達第44号

昭和42年9月30日海上自衛隊達第53号

昭和43年6月26日海上自衛隊達第36号

昭和43年12月13日海上自衛隊達第71号

昭和45年3月2日海上自衛隊達第9号

昭和46年4月1日海上自衛隊達第17号

昭和53年6月30日海上自衛隊達第24号

昭和55年3月13日海上自衛隊達第6号

昭和56年2月10日海上自衛隊達第7号

昭和58年3月28日海上自衛隊達第13号

昭和58年10月5日海上自衛隊達第41号

昭和60年12月21日海上自衛隊達第28号

昭和61年3月17日海上自衛隊達第7号

昭和62年6月29日海上自衛隊達第17号

昭和63年4月8日海上自衛隊達第20号

昭和63年12月13日海上自衛隊達第38号

平成4年4月10日海上自衛隊達第18号

平成5年4月1日海上自衛隊達第14号

平成6年10月6日海上自衛隊達第26号

平成12年4月27日海上自衛隊達第18号

平成14年3月19日海上自衛隊達第14号

平成14年3月22日海上自衛隊達第25号

平成19年1月9日海上自衛隊達第1号

平成20年3月26日海上自衛隊達第20号

平成27年11月27日海上自衛隊達第39号

令和元年6月27日海上自衛隊達第7号

令和4年3月16日海上自衛隊達第12号

令和6年3月7日海上自衛隊達第8号

赤十字標章及び衛生要員等の身分証明書に関する訓令第3条から第6条まで及び第13条の規定に基づき、海上自衛隊における赤十字標章及び衛生要員等の身分証明書の取扱いに関する達を次のように定める。

海上自衛隊における赤十字標章及び衛生要員等の身分証明書の取扱いに関する達

目次

第1章 総則（第1条－第5条）

第2章 赤十字標章（第6条－第11条）

第3章 腕章の発給、保管等（第12条－第14条）

第4章 衛生要員等の身分証明書（第15条－第18条）

附則

第1章 総則

（趣旨）

第1条 この達は、赤十字標章及び衛生要員等の身分証明書に関する訓令（昭和39年防衛庁訓令第32号。以下「訓令」という。）の実施について必要な事項を定めるものとする。

（用語の定義）

第2条 この達において「衛生活動」とは、海上自衛隊において傷者及び病者の搜索、収容、輸送若しくは治療又は看護及び疾病の予防並びに衛生資材の補給整備の業務を行うことをいう。

（衛生部隊及び衛生施設の指定）

第3条 海上幕僚長は、訓令第3条第1項の海上自衛隊の衛生部隊及び衛生施設として、それぞれ次の各号に掲げる部隊及び施設を指定する。

- （1）衛生活動を任務とし、かつ、衛生要員等（次条の隊員をいう。以下同じ。）を基幹として編成された衛生隊、救護隊（班）、患者輸送隊、衛生補給隊等の部隊
- （2）海上幕僚長の監督を受ける自衛隊地区病院（以下「地区病院」という。）並びに海上自衛隊の部隊又は機関に設けられた医務室、病室及び衛生資材専用倉庫

（衛生要員等の指定）

第4条 海上幕僚長は、訓令第3条第1項の傷者若しくは病者の搜索、収容、輸送若しくは治療又は疾病の予防に専ら従事する隊員として、次の各号に掲げる隊員を指定する。

- （1）海上自衛隊の職の分類制度の実施に関する達（昭和33年海上自衛隊達第110号）第6条の規定により、大職域「衛生」に含まれる特技を有すると認定された幹部自衛官及び小職域「衛生」に含まれる特技を有すると認定された准海尉及び海曹士で、専ら衛生活動に従事する隊員
- （2）一般職の職員の給与等に関する法律（昭和25年法律第95号）別表第8医療職俸給表の適用を受ける者で、専ら衛生活動に従事する隊員
- （3）前各号に掲げる者以外の者で、衛生部隊及び衛生施設に勤務して専ら衛生活動に

従事する隊員

2 海上幕僚長は、訓令第6条第1項の衛生要員及び看護員として、次の各号に掲げる隊員を指定する。

- (1) 前項第1号に掲げる船員で、艦船（（病院船を除く。）次号において同じ。）の乗組員である者
- (2) 前号に掲げる者以外の者で、艦船の医務室、病院又は特殊治療室（戦闘治療室を含む。第6条第1項第2号において同じ。）に勤務して専ら衛生活動に従事する隊員

（特別要員の指定）

第5条 訓令第4条第1項に規定する特別要員の指定については、別に指示する。

第2章 赤十字標章

（衛生活動に使用する装備品等の紋章の表示）

第6条 衛生部隊及び衛生施設において使用する装備品等には、次の各号に定めるところにより、白地に赤十字の紋章（以下「赤十字標章」という。）を表示しなければならない。

- (1) 専ら傷者及び病者の救急処置及び輸送の用に供する車両（以下「救急車」という。）には、その上面、両側面及び後面に別紙第1による赤十字標章
- (2) 艦船内の医務室、病室及び特殊治療室の出入口の扉には、その外面上部に別紙第2による赤十字標章
- (3) 衛生要員等の使用する鉄帽は外面を白色とし、その前部中央に別紙第3による赤十字標章
- (4) 前各号以外の衛生装備品等には、その容器又は外装に、別紙第4による赤十字標章

2 別紙第5に掲げる部隊等の長（以下「部隊等の長」という。）は、当該部隊等に装備する救急車以外の車両を臨時に衛生活動のため衛生部隊の用に供することができる。この場合においては、その期間中当該車両の車体の上面及び両側面に、また、必要があると認める場合には後面に、それぞれ第9条第1項で定める赤十字旗を展開するものとする。

（衛生要員等の腕章の着用）

第7条 部隊等の長は、自衛隊法（昭和29年法律第165号）第6章の規定に基づき行動する場合及びそのための訓練に従事する場合のほか、次の各号の一に該当し、かつ、必要と認めるときは、衛生要員等に訓令別表第1に定める腕章（以下「衛生要員等の腕章」という。）を着用させるものとする。

- (1) 自衛隊法施行令（昭和29年政令第179号）第121条第2項に規定する防疫事業又は医療事業に従事するとき。
- (2) 部隊等における式典又は教育訓練において救護等の職務に従事するとき。
- (3) 運動競技会に対する協力その他これに類する広報業務において救護等の職務に従事

するとき。

- 2 衛生要員等は、海上幕僚長が発給した衛生要員等の腕章以外の腕章を着用してはならない。

(特別要員の腕章の着用)

第8条 部隊等の長は、特別要員を衛生活動に従事させる場合において必要と認めるときは、これに訓令別表第2に定める腕章（以下「特別要員の腕章」という。）を着用させるものとする。

- 2 前条第2項の規定は、特別要員の腕章の着用について準用する。

(赤十字旗の掲揚)

第9条 衛生部隊及び衛生施設には、自衛隊法第6条の規定に基づき行動する場合若しくはそのための訓練に従事する場合又は第7条第1項各号の一に該当する場合は、別紙第6に定める赤十字旗を掲揚するものとする。

- 2 赤十字旗の掲揚は、状況の許す限り、なるべくこれを明りように識別できるような場所及び方法により行うものとする。

(衛生部隊及び衛生施設の建造物に表示する標識)

第10条 衛生部隊及び衛生施設には、前条第1項の赤十字旗の掲揚に代えて、又は赤十字旗を掲揚するほか、訓令第5条第2項の規定に基づき、別紙第7に定める標識を表示することができる。

(赤十字標章等の濫用の禁止)

第11条 部隊等の長は、装備品等に表示する赤十字標章、衛生要員等の腕章、特別要員の腕章及び赤十字旗並びに衛生部隊及び衛生施設の建造物に表示する標識を前5条に規定する場合のほか、使用させ、又は表示させてはならない。

第3章 腕章の発給、保管等

(腕章の発給)

第12条 海上幕僚長が発給する衛生要員等及び特別要員の腕章は、海上幕僚監部首席衛生官（以下「首席衛生官」という。）が、部隊等の長を通じて当該隊員に交付する。

- 2 前項の腕章には、その種別ごとに各一連の登録番号を交付するものとする。
- 3 首席衛生官は、別記様式第1の腕章発給簿を作成し、衛生要員等の腕章及び特別要員の腕章の登録番号及び交付状況並びに亡失及び廃棄の状況について常に明らかにしておかなければならない。

(保管)

第13条 部隊等の長は、衛生要員等の腕章及び特別要員の腕章をかぎの掛かる容器に保管しなければならない。

(亡失又は廃棄した場合の処理)

第14条 部隊等の長は、衛生要員等の腕章若しくは特別要員の腕章を亡失したとき、又は破損等のため廃棄したときは、別記様式第2により速やかにその旨を海上幕僚長に報告しなければならない。

第4章 衛生要員等の身分証明書

(身分証明書の発行及び交付)

第15条 海上幕僚長は、第4条で指定した衛生要員等に対して、訓令第8条に定める衛生要員等の特別の身分証明書（以下「身分証明書」という。）を発行し、部隊等の長を通じて当該隊員に交付する。

2 身分証明書に係る事務は、首席衛生官が行うものとする。

(交付手続)

第16条 部隊等の長は、隊員が新たに衛生要員等に指定されたときは、別記様式第3の衛生要員等身分証明書交付申請書により、身分証明書の交付を海上幕僚長に申請するものとする。

2 前項の申請があつた場合には、首席衛生官は、身分証明書用紙（2部）を部隊等の長に送付するものとする。

3 部隊等の長は、前項の身分証明書用紙を受領したときは、別紙第8第1項の記入要領により所要事項を記入の上、首席衛生官に送付するものとする。

4 首席衛生官は、前項の規定により送付された身分証明書用紙に証明書番号を付し、また別紙第8第2項の様式による浮出印及び海上幕僚長の職印を押印した後プラスチックで被覆し、1部を部隊等の長に送付し、1部を保管するものとする。

5 部隊等の長は、別記様式第4の衛生要員等身分証明書受領証（以下「受領証」という。）に当該隊員の受領印を得た後交付し、受領証を海上幕僚長に送付するものとする。

6 首席衛生官は、前項の規定により送付された受領証を保管するとともに、別記様式第5の衛生要員等身分証明書交付簿を作成し、交付状況について常に明らかにしておかなければならない。

(再交付)

第17条 部隊等の長は、訓令第10条に規定する再交付の必要が生じた場合には、別記様式第6の衛生要員等身分証明書再交付申請書を海上幕僚長に提出し、身分証明書の再交付を申請するものとする。

(返納)

第18条 部隊等の長は、衛生要員等が衛生要員等としての身分を失つたとき又は離職したときは、直ちに当該隊員の身分証明書を回収し、海上幕僚長に返納するものとする。

附 則

この達は、昭和42年1月21日から施行する。

附 則〔自衛隊法第17条の2の改正規定の施行に伴う関係海上自衛隊達の整理に関する達の附則〕

この達は、昭和42年7月28日から施行する。

附 則〔呉潜水艦基地隊の新編等に伴う関係達の整理に関する達の附則〕

この達は、昭和42年10月1日から施行する。

附 則〔父島基地分遣隊等及び岩国航空分遣隊の新編等に伴う関係海上自衛隊達の整

理に関する達の附則]

この達は、昭和43年6月26日から施行する。

附 則〔第1次改正による附則〕

この達は、昭和43年12月13日から施行する。

附 則〔地方隊の改編等に伴う関係海上自衛隊達の整理に関する達の附則〕

この達は、昭和45年3月2日から施行する。

附 則〔揚陸隊等の名称の改正に伴う関係海上自衛隊達の整理に関する達の附則抄〕

1 この達は、昭和46年4月1日から施行する。

附 則〔開発指導隊群の新編等に伴う関係海上自衛隊達の整理に関する達の附則〕

この達は、昭和53年7月1日から施行する。

附 則〔海洋業務群の新編等に伴う関係海上自衛隊達の整理に関する達の附則〕

この達は、昭和55年3月17日から施行する。

附 則〔潜水艦隊の新編に伴う関係海上自衛隊達の整理に関する達の附則〕

この達は、昭和56年2月10日から施行する。

附 則〔航空分遣隊の廃止及び航空隊（丁）の新設に伴う関係海上自衛隊達の整理に関する達の附則〕

この達は、昭和58年3月30日から施行する。

附 則〔第2次改正による附則〕

この達は、昭和58年10月5日から施行する。

附 則〔防衛庁職員給与法の一部を改正する法律等の施行に伴う関係海上自衛隊達の整理に関する達の附則抄〕

1 この達は、昭和60年12月21日から施行する。ただし、第10条の改正規定中一般職の職員給与に関する法律の題名を改める規定は、昭和61年1月1日から施行する。

2 この達（前項ただし書の改正規定を除く。）による改正後の各海上自衛隊達の規定は、昭和60年7月1日から適用する。

附 則〔駆潜隊の廃止に伴う関係海上自衛隊達の整理に関する達の附則〕

この達は、昭和61年3月19日から施行する。

附 則〔基地業務隊等の新編等に伴う関係海上自衛隊達の整理等に関する達の附則〕

この達は、昭和62年7月1日から施行する。

附 則〔海上自衛隊の病院の廃止及び自衛隊地区病院の新設に伴う関係海上自衛隊達等の整理に関する達の附則〕

この達は、昭和63年4月8日から施行する。

附 則〔海上幕僚監部の改組に伴う関係海上自衛隊達等の整理に関する達の附則〕

この達は、昭和63年12月15日から施行する。

附 則〔硫黄島航空基地隊の新編等に伴う関係海上自衛隊達の整理に関する達の附則〕

この達は、平成4年4月10日から施行する。

附 則〔行政文書の用紙規格のA判化に伴う勤務評定の実務に関する達等の一部を改

正する達の附則]

- 1 この達は、平成5年4月1日から施行する。
- 2 この達施行の際、現に存するこの達による改正前の様式による用紙は、当分の間、これを使用することができる。

附 則〔魚雷艇の除籍に伴う関係海上自衛隊達の整理に関する達の附則〕

この達は、平成6年10月14日から施行する。

附 則〔海上自衛隊東京業務隊の編制に関する訓令の改正に伴う関係海上自衛隊達の整理に関する達の附則〕

この達は、平成12年5月8日から施行する。

附 則〔第3次改正による附則〕

この達は、平成14年3月19日から施行する。

附 則〔海上幕僚監部首席法務官等の新設等に伴う関係海上自衛隊達等の整理に関する達の附則〕

この達は、平成14年3月22日から施行する。ただし、ミサイル艇隊に係る改正規定は同月25日から、多用途支援艦に係る改正規定は同月27日から施行する。

附 則〔防衛省移行に伴う関係海上自衛隊達等の整理に関する達の附則抄〕

- 1 この達は、平成19年1月9日から施行する。
- 2 この達の施行の際、既に交付されている身分証明書（以下この項において「旧身分証明書」という。）は、この達の改正規定による改正後の身分証明書（以下この項において「新身分証明書」という。）が交付されるまでの間もなお効力を有するものとし、旧身分証明書を有する隊員には、新身分証明書が交付されるまでの間、海上自衛隊における身分証明書に関する達第9条第1項第2号の規定は適用しない。

附 則〔体制移行に伴う関係海上自衛隊達の整理に関する達の附則〕

この達は、平成20年3月26日から施行する。

附 則〔海洋業務群等の改編等に伴う関係海上自衛隊達の整理に関する達の附則〕

この達は、平成27年12月1日から施行する。

附 則〔不正競争防止法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係海上自衛隊達の整理に関する達の附則〕

- 1 この達は、令和元年7月1日から施行する。
- 2 この達の施行の際、現に存するこの達による改正前の様式による用紙は、当分の間、これを補正して使用することができる。

附 則〔自衛隊大湊病院等の廃止等に伴う関係海上自衛隊達の整理に関する達の附則〕

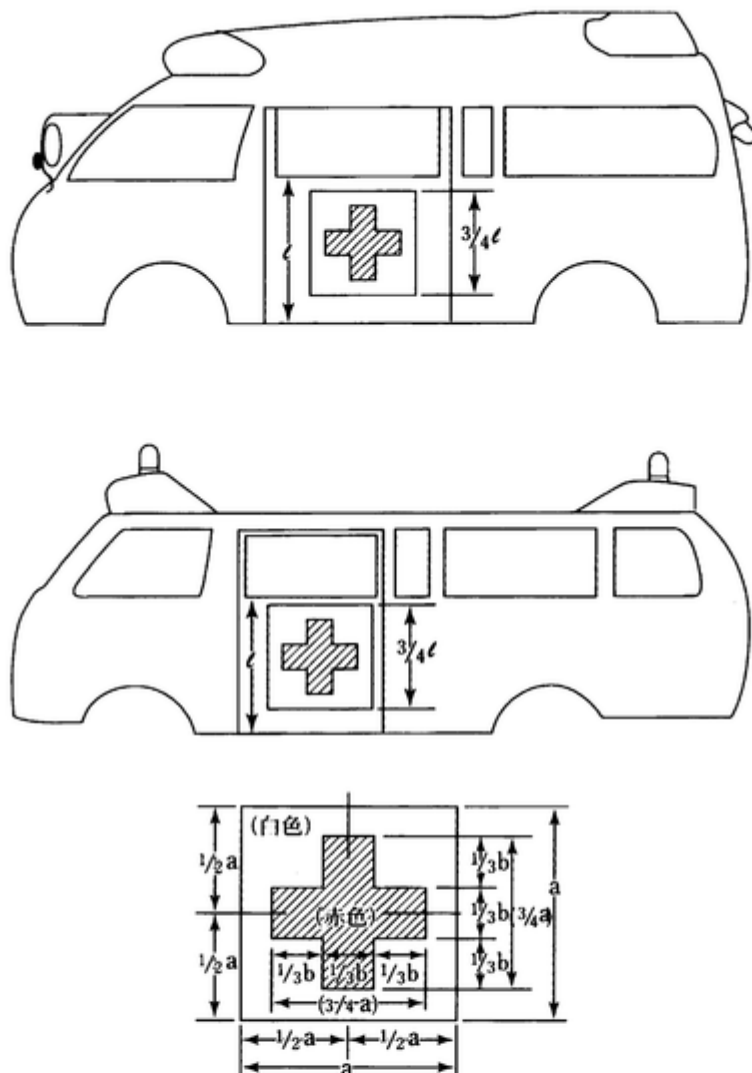
この達は、令和4年3月17日から施行する。

附 則〔第11潜水隊の新編等に伴う関係海上自衛隊達の整理に関する達の附則〕

この達は、令和6年3月7日から施行する。

別紙第1 (第6条関係)

救急車 (高規格救急車及び2ベッド型) の赤十字標章記入要領

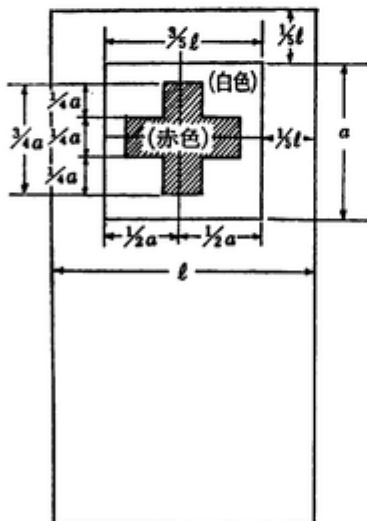


- 備考 1 車体の上面にあつては車体の屋根幅の、後面にあつては車体の高さのそれぞれ $3/5$ の長さを一辺とする正方形をその面のほぼ中央に白色で塗装し、赤十字の縦面の長さは当該白地正方形の一辺の $3/4$ の長さとする。
 ただし、側面又は後面に窓を有する車輛にあつては白地正方形の一辺の長さは車体下縁から窓の下縁までの高さのおおむね $3/5$ とする。
- 2 赤十字の幅は、赤十字の縦面の $1/3$ とする。
- 3 赤十字標章に使用する標準規定色は、次のとおりとする。
 白色 (防衛省規格 1801)
 赤色 (防衛省規格 1104)

別紙第2（第6条関係）

艦船内の医務室、病室及び特殊治療室の出入口の扉に表示する赤十字標章記入要領

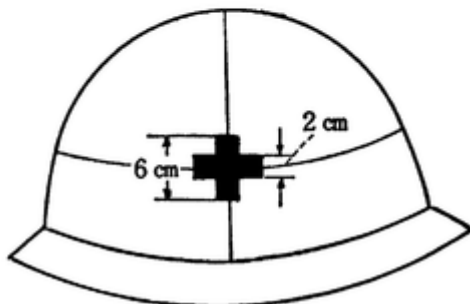
- 1 扉の幅の $\frac{3}{5}$ を1辺の長さとする正方形を、扉の上部に白色で塗装し、赤十字の縦画の長さはその正方形の一辺の長さの $\frac{3}{4}$ とする。
- 2 赤十字の幅は、縦画の長さの $\frac{1}{3}$ とする。
- 3 赤十字標章に使用する標準規定色は、次のとおりとする。
白色（防衛省規格 1801）
赤色（防衛省規格 1104）



別紙第3（第6条関係）

衛生要員等の使用する鉄帽に表示する赤十字標章記入要領

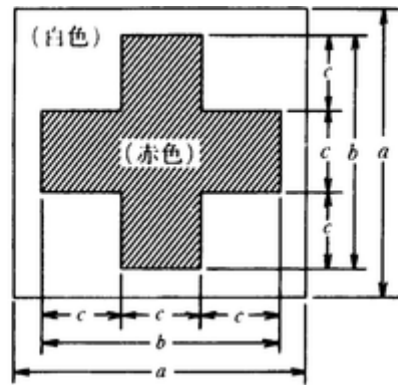
- 1 赤十字の縦画の長さは、6センチメートル、赤十字の幅は2センチメートルとする。
- 2 赤十字標章に使用する標準規定色は、次のとおりとする。
白色（防衛省規格 1801）
赤色（防衛省規格 1104）



衛生装備品等の赤十字標章の表示方法

物品名	表示の位置及び寸法		表示方法
	位置	寸法	
医療箱(小型)	容器の上面の中央部	付図の表区分大による。	白地部分は白色塗料、赤色部分は赤色塗料を使用して塗装する。
医療箱(7号)	同上	付図の表区分中による。	
救急のう、衛生科員型	同上	付図の表区分小による。	
救急のう、航空機型	容器の前面の中央部	同上	
救急のう、砲側型	容器の前面下方の中央部	付図の表区分中による。	
救急箱、救命艇型	容器の上部の中央部	同上	
救急箱、救命ボート型	同上	同上	
副木セット、伸縮型	外装表面の中央部	付図の表区分大による。	
副木セット、伸縮型(2号)	同上	同上	
呼吸装置、自動式ポータブル	容器の上面左方の中央部	付図の表区分中による。	
酸素吸入器、手動式、呼吸装置付	同上	同上	
散布機、三兼式	両側の機械カバーの中央部	付図の表区分大による。	
散布機、ジェット式	薬液タンクの左側面左方の中央部及び燃料タンク後面の中央部	付図の表区分小による。	
噴霧機、電動(F型)	機械本体の両側面の中央部	同上	
ガスポンベ 酸素用(500リットル)	外面の中央部	付図の表区分中による。	

付図



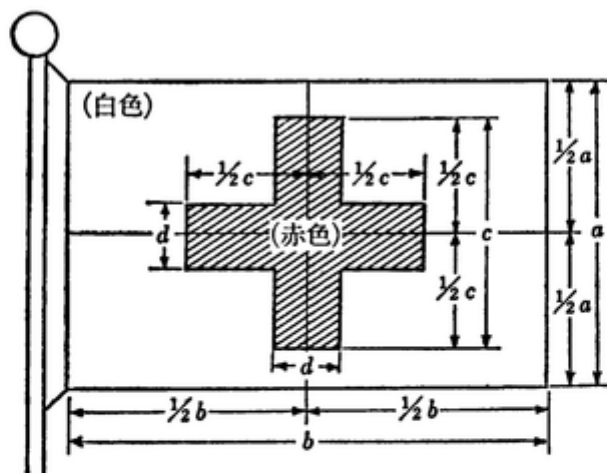
区分	各部の寸法		
	a	b	c
大	15 センチメートル	12 センチメートル	4 センチメートル
中	11 "	9 "	3 "
小	7.5 "	6 "	2 "

部隊等の長

1 自衛艦隊司令官	24 潜水隊司令
2 護衛艦隊司令官	25 掃海隊司令
3 航空集団司令官	26 輸送隊司令
4 潜水艦隊司令官	27 海上補給隊司令
5 地方総監	28 海上訓練支援隊司令
6 教育航空集団司令官	29 海洋観測隊司令
7 練習艦隊司令官	30 音響測定隊司令
8 海洋業務・対潜支援群司令	31 練習隊司令
9 潜水医学実験隊司令	32 潜水艦基地隊司令
10 東京業務隊司令	33 基地隊司令
11 第1術科学校長	34 航空隊（乙）司令
12 補給本部長	35 教育隊司令
13 航空補給処長	36 警備隊司令
14 病院長	37 防備隊司令
15 護衛隊群司令	38 ミサイル艇隊司令
16 掃海隊群司令	39 造修補給所長
17 航空群司令	40 基地業務隊司令
18 潜水隊群司令	41 衛生隊司令
19 開発隊群司令	42 海洋観測所長
20 教育航空群司令	43 航空基地隊司令
21 海上訓練指導隊司令	44 基地分遣隊長
22 鹿児島音響測定所長	
23 護衛隊司令	

別紙第6 (第9条関係)

赤十字旗の制式

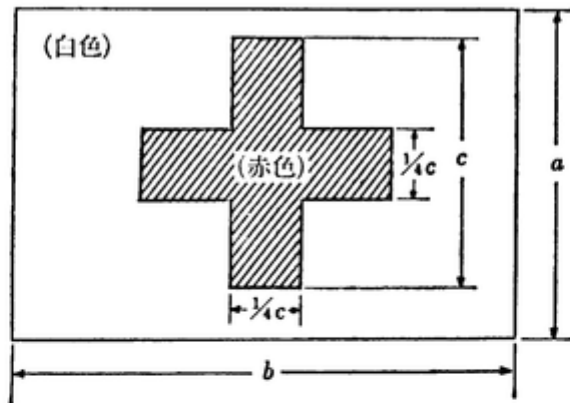


区分	寸法			
	a	b	c	d
衛生部隊（野戦病院を除く。）用	メートル 1.000	メートル 1.500	メートル 0.750	メートル 0.188
衛生施設及び野戦病院用	〃 2.300	〃 3.450	〃 1.725	〃 0.431

別紙第7（第10条関係）

衛生部隊及び衛生施設の建造物に表示する標識の制式及び表示方法

(1) 標識の制式



各部の寸法	a	1メートル以上とする。
	b	1.5 a
	c	$3/4 a$

(2) 表示方法

次の各欄のいずれかによるものとする。

布板	白色の布に赤十字を染めだしたもの又は白色の布に赤色の布で作成した赤十字を糸で縫い付けた布板を建造物等に展張して表示する。
表示板	木材、金属、合成樹脂等の板に白色及び赤色の塗料で標章を表示したものを建造物に掲げて表示する。
塗装	白色及び赤色の塗料で建造物の屋根、壁面等に直接表示する。

別紙第8（第16条関係）

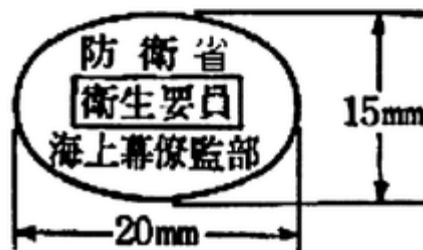
身分証明書の記入要領等

1 記入要領

- (1) 階 級 「2等海佐」、「2等海尉」、「防衛事務官行(一)3」又は「防衛技官医(三)2」等のように記入する。
- (2) 資 格 ア 衛生職域に属する特技を有する自衛官は、小職域を記載するものとし、医師である自衛官は、その専門科目に従って「(内科)」又は「(外科)」等のように付記する。
イ 医療職俸給表の適用を受ける事務官等は、その免許の種別に従って「医師」、「歯科医師」又は「看護師」等のように記載するものとし、医師である事務官等は、その専門科目に従って「(内科)」又は「(外科)」等のように付記する。
- (3) 写真 脱帽、正面向及び上半身(2.5センチメートル×3.0センチメートル)
- (4) 署名 本人が自署する。
- (5) 指紋 本人の左親指の指紋を明りように押す。
- (6) 眼の色 眼球の虹彩の色を記入する。
- (7) その他 本人の識別に役立つ著明な身体上の特徴を記入する。

の特徴

2 浮出印の様式



別記様式第1（第12条関係）

腕章発給簿（衛生要員等・特別要員）

登録 番号	発給 年月 日	部 等	隊 名	確 認		亡失又は廃棄			記 事
				受領票 の番号	取扱 者印	年月日	報告書 の記号 番号	取扱 者印	

（日本産業規格A列4番）

- 備考 1 衛生要員等及び特別要員の腕章の種別ごとに作成する。
 2 確認欄は、部隊等の受領票により発給の完了を確認したのち記入押印する。
 3 亡失又は廃棄した腕章の登録番号は、欠番とする。

別記様式第2（第14条関係）

番 号
年 月 日

海上幕僚長 殿

部隊等の長 図

赤十字腕章の亡失（廃棄）報告書

- 1 亡失（廃棄）した腕章の種別及び登録番号
- 2 亡失（廃棄）年月日
- 3 亡失の状況（廃棄の理由）

（日本産業規格A列4番）

別記様式第3 (第16条関係)

番 号
年 月 日

海上幕僚長 殿

部隊等の長 印

衛生要員等身分証明書交付申請書

氏 名	階 級	認 識 番 号

(日本産業規格A列4番)

別記様式第4 (第16条関係)

番 号
年 月 日

海上幕僚長 殿

部隊等の長 印

衛生要員等身分証明書受領証

氏 名	証 明 書 番 号	受 領 印

(日本産業規格A列4番)

別記様式第5（第16条関係）

衛生要員等身分証明書交付簿

証明書交付 番号	年月日	所属	階級	氏名	生年 月日	認識 番号	資格 (専門)	確認		無効		備考
								受領 証番号	取扱 者印	年月日	取扱 者印	

(日本産業規格A列4番)

- 備考 1 備考欄には、無効理由等を記入する。
 2 この交付簿の保管期限は、永久とする。

別記様式第6（第17条関係）

番 号
年 月 日

海上幕僚長 殿

部隊等の長 印

衛生要員等身分証明書再交付申請書

- 1 所 属
- 2 階級又は官名
- 3 認識番号
- 4 氏 名
- 5 旧身分証明書番号
- 6 理 由
- 7 所 見

(日本産業規格A列4番)

- 備考 1 理由には、亡失、汚損、破損及び記載事項の変更等を記入する。
 2 亡失の場合は、亡失の日時、場所及び亡失の状況を追記する。
 3 記載事項の変更の場合は、旧記載事項を追記する。